

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>血清類の部</p> <p style="text-align: center;">炭疽血清（馬）</p> <p>動生剤基準の炭疽血清（馬）の3.3.5に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>血清類の部</p> <p style="text-align: center;">炭疽血清（馬）</p> <p>動生剤基準の炭疽血清（馬）の<u>3.3.2、3.3.4及び3.3.5</u>に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>